

## 地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

平成30年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は3億7,221万円でした。平成30年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	平成30年度決算額	一般財源額	充当交付金額
障がい福祉サービス事業	1,359,515	349,913	150,000
放課後児童健全育成事業	110,597	40,223	22,210
特定教育施設・保育施設入所事務	744,216	197,589	150,000
生活保護費	558,782	140,883	50,000
その他社会保障関係事業	4,876,018	3,380,674	0
計	7,649,128	4,109,282	372,210